

国立大学法人大分大学職員給与規程の一部を改正する規程（令和2年規程第24号）附則第2項及び第4項に規定する住居手当の支給に関し学長が別に定める事項に関する細則

令和2年4月1日制定

令和2年細則第13号

（適用除外職員）

第1条 国立大学法人大分大学職員給与規程の一部を改正する規程（令和2年規程第24号。以下「改正規程」という。）附則第2項の学長が定める職員は、次に掲げる職員とする。

- （1） 指定職本給表の適用を受ける職員
- （2） 改正規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において同規程による改正前の国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「改正前規程」という。）第15条第1項第1号に該当していた職員であって、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの
ア 改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号）第15条の規定を適用するとしたならば新たに同条第1項第2号に該当することとなる職員
イ 改正前規程第15条の規定を適用するとしたならば同条第1項第1号に該当しないこととなる職員
- （3） 施行日の前日において改正前規程第15条第1項各号のいずれにも該当していた職員であって、同条の規定を適用するとしたならば同条第1項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員
- （4） 改正規程附則第2項に規定する旧手当額が2,000円以下となる職員
- （5） 令和2年3月1日において改正前規程第15条第1項第1号に該当していた職員であって、同月2日から同月31日までの間に次に掲げる職員のいずれかに該当したものの
ア 改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程第15条の規定を適用したとしたならば新たに同条第1項第2号に該当することとなった職員
イ 改正前規程第15条第1項第1号に該当しないこととなった職員
- （6） 令和2年3月1日において改正前規程第15条第1項各号のいずれにも該当していた職員であって、同月2日から同月31日までの間に同項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなったもの
- （7） 令和2年3月2日から同月31日までの間に改正前規程第15条の規定による住居手当に係る家賃の月額に変更があった職員であって、当該変更後の家賃の月額を基礎として同条第2項の規定により算出される住居手当の月額が2,000円以下となったもの

（家賃の月額に変更があった場合の旧手当額）

第2条 改正規程附則第2項の学長が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前規程第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

- （1） 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正規程附則第2項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下「旧家賃月額」という。）

より高い場合 旧家賃月額

(2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合 変更後の家賃の月額

(確認及び決定)

第3条 学長は、施行日の前日に改正前規程第15条の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和2年3月2日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を国立大学法人大分大学住居手当支給細則（平成16年細則第6号。以下「細則」という。）第7条第2項に規定する記録により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正規程附則第2項の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同条の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

(支給の始期及び終期)

第4条 改正規程附則第2項の規定による住居手当の支給は、令和2年4月から開始し、職員が同条第1項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和3年3月のいずれか早い月をもって終わる。

(細則の準用)

第5条 細則第6条から第9条まで（第9条第1項を除く。）及び第11条の規定は、改正規程附則第2項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、細則第6条第1項中「新たに給与規程第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「国立大学法人大分大学職員給与規程の一部を改正する規程（令和2年規程第24号）附則第2項の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、細則第7条第1項中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同条第2項中「前項」とあるのは「国立大学法人大分大学職員給与規程の一部を改正する規程（令和2年規程第24号）附則第2項及び第4項に規定する住居手当の支給に関し学長が別に定める事項に関する細則（令和2年細則第13号）第3条又は前項」と、細則第9条第2項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。